

契約前書面(2号警備業務)

契約の概要について記載した書面
(警備業法19条、施行規則第33条第2号)

令和 年 月 日

この書面は警備業法第19条第1項に基づく書面です。ご契約に当たり、本書面をよく読まれたうえで、ご契約ください。

愛媛県松山市天山3丁目14番25号
有限会社 リライ
代表取締役 倉 淵 利 恵 子
TEL (089) 9 3 4 - 2 1 0 0
FAX (089) 9 3 4 - 2 3 3 2

項 目	内 容
1 警備業務を行う期間	御見積及び貴社の指定日・指定期間とする。
2 警備業務を行う日及び時間帯	御見積・貴社の指定日・指定期間及び指定時間とする。
3 警備業務を行うこととする場所	貴社指定の場所及び指定工事とする。
4 警備員の人数及び担当業務	貴社との協議の上決定する
5 警備員が有する知識及び技能	法令で定められている警備業務の知識及び技能についての教育を受けた者
6 警備員が用いる服装	公安委員会届出の弊社所定の制服
7 使用する機器又は各種資機材	無線機・安全チョッキ・手旗・警笛・誘導灯
8 負傷等の事故発生時の措置	事故が発生し、又は発生する恐れのある場合は直ちに担当者、関係機関等に速報すると共に、負傷者等の救護及び被害の拡大防止、現場保存等適切な処置を行う。
9 報告の方法、頻度及び時期 その他依頼者への報告	毎日、警備業務終了後に「警備報告書」に基づき必要な連絡を行う
10 警備料金・その他の費用	見積書による。
11 支払時期及び方法	貴社の締切日に合わせて弊社より請求書を送付し、貴社の支払日に弊社指定の金融機関へ現金にて振込み支払いとする。
12 警備業務の再委託に関する事項	基本は他の警備業者に再委託はせず、すべての警備業務を弊社にて実施する。再委託する場合は、書面にて貴社の承諾を得ることとする。
13 免責に関する事項	①天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害。
14 損害賠償額の範囲、損害賠償額 その他の損害賠償に関する事項	弊社の責めに帰すべき損害については、警備業賠償責任保険に基づき ①財産上の損害については、一事故につき10億円 ②身体上の損害については、被害者1名につき2億円、但し一事故につき10億円
15 契約の更新に関する事項	その都度協議して決定する。
16 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
17 契約解除に関する事項	天災地変、その他弊社が警備業務を継続できない状況に至ったとき。暴対法、暴力団排除条例に反した場合、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
18 警備業務に関する苦情の受付窓口	弊社 警備本部長 中 矢 信 和 089-934-2100
19 特約事項	特約事項がある場合は、別紙書面を提出する。